

バイステックの『ケースワークの原則』再考 —ロジャーズのクライエント中心療法との比較を中心に—

安 井 理 夫

1. はじめに

筆者には、バイステックがケースワークの原則として提示したものと、ロジャーズがクライエント中心療法として述べていることがらとは、いくつかの点できわめて類似していると思われる。両者は、たいていのソーシャルワークまたは心理療法（カウンセリング）の教科書で取りあげられているほどポピュラーであり、しかも援助者の「態度」について述べられていて一般に理解されている点でも共通している。

もちろん、両者には内容の面で決定的といってよいほどのちがいもあって、そのちがいが両者のその後の理論的展開を決定づけた可能性も否定はできない。しかし、もしそうだとすれば、バイステックの『ケースワークの原則』（1957年）⁽¹⁾とロジャーズの『クライエント中心療法』（1951年）⁽²⁾や「パーソナリティ変化の必要十分条件」（1957年）⁽³⁾などが相次いで出版された1950年代は、ソーシャルワークと心理療法のその後の展開にとってエポック・メイキングな時代だったということになり、それはそれでたいへん興味深いことだと思われる。

しかし、不思議なことにバイステックはロジャーズの文献についてまったく触れていないばかりでなく、日本においてはこの2人の著作をつきあわせて考察している研究は、筆者の知るかぎりほとんど見当たらぬ。そ

ここで、本稿では、まず、ソーシャルワークの分野でバイスティックの7原則がどのように位置づけられているのかを概観し、その後で、バイスティックの『ケースワークの原則』をロジャーズの考え方とつきあわせながら考察していくことにしたい。

2. バイスティックの7原則の位置づけの概観と 本稿における問題意識

ソーシャルワークの研究において、バイスティックの7原則の位置づけは、ごくおおまかにいってつきの3つのタイプに分類できると思われる。すなわち、①手段的価値に属する原則（岡田 1988⁽⁴⁾、黒川 1986⁽⁵⁾）、②援助関係の技法（牧野田 2001⁽⁶⁾、高橋 1998⁽⁷⁾、副田 1994⁽⁸⁾）、③根元的価値と専門職の価値、およびそれらを実現するための技法（佐藤 2001⁽⁹⁾）の3つである。次節では、この3つの位置づけについて、もうすこしくわしくみていくことにしたい。

（1）手段的価値に属する原則

岡田はバイスティックの原則を「手段的価値に属する原則」と述べ、援助関係における価値として理解しようとする。しかし黒川が同様のことを「『自己実現』という価値観は、基本的、究極的 primary or ultimateなものであり、これを根拠として、派生的、手段的 derivative or instrumental な価値観があるが、それはホリスやバイスティックのケースワークの原則などによって一般にワーカーにはよく知られている」⁽¹⁰⁾と述べるとき、筆者は戸惑いを感じる。「自己実現」とは心理療法においては、ある特定のパーソナリティ理論をベースとして述べられる概念であり、そのパーソナリティ理論が異なるれば、当然自己実現のとらえ方も変わってくるからである。多様なアプローチをもつケースワーク（臨床ソーシャルワーク）に

おいて共通の「自己実現」という概念が成立しうるのかどうか、あるいはパーソナリティ理論とは別のソーシャルワークの固有性という視点から自己実現をどうとらえていくのか、という点が考察されなければならないだろう。

(2) 援助関係の技法

牧野田は、クライエントのニーズを満たすための技法としてバイスティックの原則をとらえている。

高橋は、バイスティックの原則を「ワーカー－クライエント関係を良好にするための仮説的な原則を示したもの」⁽¹¹⁾としている点ではおなじであるが、「倫理的なものや技能的なものも混在している」⁽¹²⁾としていると指摘し、「クライエントの自己決定」と「秘密保持」を倫理的なもの、「意図的な感情表出」と「統制された情緒関与」を技能として分類している。

一方、副田はバイスティックの原則についてつきのような批判をしている。

バイスティックの七原則は、ケースワーク関係における原則ではなく、ワーカーのとるべき態度と倫理、それに技能を示したものだと考える。原則というのは「他の命題が導きだされる基本の命題だとか、人間の活動の根本的な規則」（「広辞苑」より）という意味であるが、バイスティックの七原則は、ケースワーク関係における基本命題でも、根本的規則でもない。⁽¹³⁾

たとえばリッチモンドは、ケースワークの援助が専門的であることを「個別的な効果を意識して行う」⁽¹⁴⁾と表現した。バイスティックも『ケースワークの原則』のなかで、「意識的にとりあげられた態度から結果として生じる行動あるいは行為を、専門職業の基準として」⁽¹⁵⁾考えると述べている。この2つの記述から考えれば、専門職であるかぎりは、援助のための

態度や行動がどのような効果をもたらしうるのかを説明するための基礎理論が原則の前提として存在しなければならないことになる。その意味では副田がバイステックについて述べたこの指摘はどの程度妥当なのか検討する必要があるだろう。

(3) 根元的価値と専門職の価値、およびそれらを実現するための技法

①の見解はバイステックの原則を技法として、②の見解では価値として理解しようとするが、佐藤のものは、これらを総合的にとらえていこうとするスタンスであると考えられる。ただし、これらと決定的に異なるところは、バイステックの原則のなかに根元的な価値を認めている点にある。すなわち一次的原理として「『人間であること』の本質に根元的価値」を想定し、そこに「個別化」と「自己決定の原則」を対応させている。そして、その価値を実現する手段として二次的原理（専門職の価値に関する技法としての「援助者の基本的態度」）と三次的原理（専門職によって用いられる技法としての「専門的援助関係過程重視」）を置くのである。

ロジャーズは1957年の「パーソナリティ変化の必要十分条件」のなかで「心理療法とは特殊な種類の人間関係であり、日常生活に起こってくる他のすべての人間関係と違った種類のものであるということも述べられていない」⁽¹⁶⁾と述べている。この指摘を受けて考えれば、援助関係における価値は手段的なものであるとともに目的でもあるということになる。このことは後述するようにバイステックが「受容」の章において「愛」という概念をもちだして受容を説明していることからも裏づけられる。しかし、佐藤の場合は、かれが提示している3つの原理とバイステックの7つの原則の対応関係が妥当なものかどうかが検討されなければならないだろう。

(4) 考察と本稿における問題意識

これらの見解をよくみてみると、共通点をみつけることができる。それ

は、価値・知識・技能のどれかひとつ、またはすべてをまず考え、そこに7つの原則をそれぞれあてはめていこうとするアイデアである。

たとえば、平塚は、これらの「三要素は相互交換的な関係にあり、それぞれは、互いに影響し合い、それぞれの形成や選択、活用に関与する」⁽¹⁷⁾と指摘している。とすれば、前述した3つの見解は、そのどれもが一面的なとらえ方しかできていないということになる。バイステックの7原則がポピュラーであるためにかれ自身の意図とは別に恣意的なとらえ方で紹介されたり議論されている可能性を否定できないのである。

この点を考慮しながら、①についてはモデルの不在が、②についてはバイステックの原則がはたして「手段的価値」に限定されるものなのかという問題が、③についてはそれぞれの原則の分類が妥当なものであるのかが、それぞれ検討されなければならない。

以上が本稿における筆者の問題意識である。そして、バイステックの原則の背景にあるモデルとその問題点について検討し、今日のソーシャルワークにふさわしいモデルとはどのようなものなのかを考察することにしたい。

3. バイステックの7原則の検討

(1) ケースワーク関係の本質

バイステックは、冒頭のこの章においてつきのように述べる。

歴史的には、合衆国における社会事業は、ただ目的と動機だけをもって出発し、次第に知識の体系と技術として最後に理論を発達させた。あらゆる場面において、実践はその専門用語に先行した。⁽¹⁸⁾

つまり、ソーシャルワークは、「目的と動機」すなわち価値がまずあって、そのような実践のなかから、知識と技術を学んできたということであ

安 井 理 夫

る。このことは、たとえば、前章でとりあげた②や③の位置づけが価値をめぐるものだったことと関係していると思われる。

また、「援助を必要とするすべての人びとに、強度の差はあっても、共通する基本的な情緒と態度の型がある」⁽¹⁹⁾と述べ、それらの生まれる源泉を「心理・社会的問題をもった人びとの（中略）七つの基本的な人間欲求」⁽²⁰⁾に求めている。前章で述べた①の位置づけはこのようなこの著作のオリエンテーションを述べたものだと考えることができる。

その一方で、つきの文章は、これら2つとはまたちがった内容について記述されている。

人間のパーソナリティが正常に、また異常にどうして発達し、変化し、人生のストレスに反応するかについての知識は、個々のクライエントをよりよく理解する枠組として役立つものである。⁽²¹⁾

人間間の貧弱な関係は、本当の不幸の主要な、おそらくは唯一の源泉である。⁽²²⁾

精神科医のサービスは、非常にしばしば、患者の無意識の生活に向けられるが、一方ケースワークのサービスは、意識的段階で、環境の変化やパーソナリティの問題に向けられる。しかしながら、精神医学的機関での実践では、社会事業家と精神科医の役割は、しばしば重なり合っている。そのために、それらの関係の性質を区別することはきわめて困難である。⁽²³⁾

これらの文章から読みとれるのは、①クライエントを理解するためには、何らかのパーソナリティ理論が必要なこと、②ケースワークはクライエントのパーソナリティの問題にかかわるが、それがあらわれてくるのは人間

関係においてであるということの 2 つである。

つまり、この章をくわしく読んでみると、①この著作は、(a)ソーシャルワークそのものがもっている価値についての記述と（「良い関係はすべての場におけるケースワークサービスの完全性のためばかりではなく、またその本質にとって必要である」⁽²⁴⁾)、(b)援助関係における価値または技術についての記述（「その一つでもの不在は、良い関係の不在を意味するのである」⁽²⁵⁾）、そして(c)よい関係をベースにして、面接・調査・診断・治療という心理社会的アプローチのケースワークが展開されるという記述（「良い関係がなければ、面接・調査・診断および治療の過程は、死んだサービスである」⁽²⁶⁾）の 3 層構造になっていること、②バイステックがパーソナリティというときには精神分析のモデルが採用されている可能性が示唆されるということの 2 点がわかってくる。

(2) 個別化

総論ともいえる第 1 章について第 2 章からは 7 つの原則が順を追って述べられていく。これらを読み解いていくまえに、まず『ケースワークの原則』がアメリカで出版された 1957 年当時のアメリカ社会についてみておきたい。この時代のアメリカについて、池見らはつぎのように述べている。

当時のアメリカには今よりも強い科学万能主義や科学に対する期待が定着しており、カウンセラーは「科学者」であり、「専門家」であり、ある種のクールで冷酷な科学的視点や態度をもって、患者に接することが一般的とされていたのである。患者が自己決定する、というよりも、患者には科学的な根拠を基にアドバイスすることが一般的であった。さらに、患者は「疾患の一例」として扱われていた傾向も強かった。⁽²⁷⁾

安 井 理 夫

この時代、特に精神的な疾患をもつ患者は一般的に差別的に見下されていた傾向があった。また、1950年代は人権運動もまだ完全に発展していない時代である。黒人や有色人種と白人との憲法の下での平等を認めた連邦最高裁の判例の多くは1960年代になされたことを覚えておかなければならない。（中略）非行少年や精神科疾患の患者などは指示を与えることなく、自らの力で良いものを見出すはずがないとされていた文化において、「個の尊重」や自己方向性（自己決定）を提示したロジャーズの発想は、自由と平等を謳ったアメリカ的デモクラシーの一端として、社会思想、教育思想や政治哲学の中にも位置付けられるのである。⁽²⁸⁾

これらの指摘から示唆されることは、①当時の専門的援助の風土やアメリカの社会的な風潮は個を尊重するという考え方からはほど遠いものであったこと、②個別化の原則は、自己決定の原則やデモクラシーの価値ときわめて密接に関係していること、の2点である。

これらのことと総合すると、個別化の原則とは、同時にクライエントを理解していくときに、クライエントの外側の要素である偏見や先入観にとらわれることなく、さらにいえばスティグマにチャレンジする方向性をもって、クライエントを内側から理解することであると同時にデモクラシーという価値の表明もあると考えられる。このように理解すれば、ロジャーズが「内部的準拠枠」として提示したものとおなじ内容になるばかりでなく、1960年代に登場したエンパワーメント・アプローチの先駆けとみなすことも可能になる。

このクライエントを内側から理解することについて、池見らはロジャーズ（1957）を読みながらつぎのように述べる。

治療においてロジャーズが強調していた態度は「クライエントの目を通して見る」ことであり、また、クライエントの苦悩を、成長へのプロ

セスの一部としてみることであった。そのため、個によって発動する自らの方向性を信じることの重要性が強調された。これは「暖かさ」(warmth) や「受容」(acceptance) を伴うものであるが、本章ではまだ「共感」(empathy) という言葉や「無条件の肯定的関心」、「受容」という言葉は術語としては見られず、一般的な用法で使用されている。(中略) また、本章の p.29 に、後の共感の定義となる “internal frame of reference” が、このような態度を表す新しい試みとして紹介されている。⁽²⁹⁾

一方バイステックはハミルトンの「彼（クライエント）は、権利と欲求をもった個人として自分に対してワーカーが払う尊敬のために、しかし特に、自分自身について、援助を求めてきたことについて、また自分の現在の状況についての自分の感情を受容されたために、理解されたと思うのである」という文章を引用しながらつぎのように述べる。⁽³⁰⁾

そして、つぎのようにつづける。

クライエントが特定の個人として認められていると感じ、また自分の問題を理解されていると感じる時にはじめて、彼は援助の関係にはいることができるだろう。⁽³¹⁾

池見らはロジャーズがクライエントの変化について観察した内容を「1959 年になると、いろいろな拘束から来る価値ではなく、生命体として自然な価値づくりの過程が発動してくることが観察されるのである。故に、人は『～であらねばならない』、『～しなければならない』と思い込み、そこを価値と思い込むのではなく、自然体として『～したい』ということが価値あるものであることがわかり、自分の生命体にも信頼をおくようにな

るのである」⁽³²⁾ と述べている。

これらのことから示唆されることは、①個別化の原則は、クライエントの自己決定、受容、意図的な感情の表出などの原則とともに総合的に理解される必要があること、②ロジャーズは「個によって、発動する自らの方向性」という現象と、クライエントが尊重され理解されていると感じていることとは関連していると考えていることの 2 点である。

これはクライエントだけに起こることなのだろうか。ロジャーズは 1959 年にこのようなパーソナリティ変化を 12 の段階にまとめているが、その⑪と⑫はつぎのようになっている。

⑪自分自身を評価の主体として体験するようになる⁽³³⁾

⑫クライエントは、体験に対して、自分の（思い込んでいる）価値条件に基づいて反応することが少なくなり、より一層、自然な（生命体的な）価値付けの過程に基づいて反応するようになる⁽³⁴⁾

つまり、援助者が個別化してクライエントをみようとすれば、この⑪から⑫のあり方をしていることが必要であり、これはクライエントの成長のプロセスとまったくおなじであるという点を指摘できると思われる。

これまでに述べたことをまとめてみると、個別化の原則とは、デモクラシーの価値にもとづいてクライエントを内側から理解することであり、受容、意図的な感情の表出、クライエントの自己決定などの原則とも密接に関係していること、これらのこととは後（1959 年）にロジャーズによって「無条件の肯定的関心」として概念化されているので、これらはその先駆けとみなすこともできること、ロジャーズの理論にもとづけばクライエントの成長のプロセスと援助者のあり方とはおなじであると考えられることなどである。

しかし、もう一方で、この章にはこれらとはまったくパラダイムの異なる内容も含まれている。バイステックは援助の過程について「事実の収集、分析と解釈、治療目標の設定、それから資源の利用の道案内」⁽³⁵⁾とも述べる。この記述からみるかぎり、かれは診断主義の援助過程を円滑にすすめるうえで人間の欲求や価値に着目したのだというもうひとつの側面があることにも気づかされる。

バイステックは、まず、個別化をつきのように定義している。

個別化というのは、クライエント各自の特有の性質を認め、理解し、よりよい適応へ向かって各自を援助する際に、原則と方法を差別して用いることである。個別化は、人間が個人であるべきであり、かつ不特定のたんなる一人の人間一般としてではなく、人格的差異のある特定の人間として取り扱われるべき人間の権利にもとづいている。⁽³⁶⁾

ここに「原則と方法を差別して用いる」という記述がある。つまりバイステックのなかでは、「原則」と「方法」とは別のものとして考えられているのである。この定義のあとに「個々の事例ごとに、診断がなされ、目標が設定される」という記述があることを考慮すれば、バイステックは「原則」ということばをクライエントを理解していく枠組みまたは基本的な考え方として用いていると考えることができるだろう。つまりバイステックのいう「原則」とは、援助関係を組み立てていくときのワーカーの枠組みまたは考え方をさしている。とすれば、原則は「態度」ではないということになる。クライエントごとに別の態度やあり方を用意することをバイステックは述べているのではないと考えられるからである。しかも、この記述のなかの最初の文章は、原則と方法の個別化について述べられており、このアイデア自体は、ホリスの技法による個別化というアイデアとよく似ている。

以上のことから、この章も前節で述べた層構造が認められる。すなわち、(1)ソーシャルワークそのものがもっている価値として、クライエントを個人としてありのままに尊重すること、(2)援助関係における価値または技術として、クライエントを内側から理解すること、そして(3)よい関係をベースにした心理社会的アプローチのケースワーク展開として、ワーカーのパーソナリティ理論に照らしてクライエントを（外側から）理解すること、の3層である。

(3) 意図的な感情の表出

バイステックは、「クライエントに、彼の感情や心配や希望や敵意を表出する機会を拒否することは、その人間全体を相手にしないことと同一である」⁽³⁷⁾ と述べ、クライエントを個人として尊重することは、そのひとの感情を尊重することによってなされるという意味のことを述べている。そのように考えると、これは前章でみた個別化の原則から派生してきたものと理解することができる。つまり、「問題に対しての人の感情を聞くことは、心理的支えの一種であ」⁽³⁸⁾ り、「圧力や緊張を緩和し、それによってクライエントが自分の問題をもっと明らかにそしてもっと客観的によく見るよう支援することであ」⁽³⁹⁾ る。そして、そのあと、こうも述べる。

感情が表出されるのは、うっばんを晴らすためだけではなく、積極的・建設的活動のためにクライエントを解放するためである。⁽⁴⁰⁾

この文章は、2通りに読める。ひとつ可能性は、ロジャーズが「治療が進むに連れ、クライエントは進歩している感覚や達成感を感じるようになる」⁽⁴¹⁾ と記述しているのとおなじことを述べているとする理解である。バイステックは、他の箇所でも、「感情の表出がどうであるかは、関係の深度のバロメーターである」⁽⁴²⁾とか、「クライエントは、いかなる変化で

あっても、それが真の変化であれば、必らずその変化に自分自身関与するはずであり、また感情は自分自身が必らず関与する治療に付随するものである」⁽⁴³⁾と述べていて、これらの記述は、ジェンドリンの体験過程のアイデアを彷彿させる。このことは池見らが「(ロジャーズの『クライエント中心療法』) の p.49 にはいろいろなクライエントに共通して見られる“vital and releasing experience”（活力ある解放的な体験）についての記述があるが、これも後にジェンドリンが考察する「フェルトシフト」ではないかと思われる」⁽⁴⁴⁾と述べていることからもうなづけることである。

もうひとつの可能性は、やはり精神分析モデルに関することである。かれは意図的な感情の表出の目的として、前述したもの以外にも「もっと正確な調査・診断・治療のために、クライエントの問題とその人柄をもっと正当に理解する」⁽⁴⁵⁾ことをあげている。別の箇所には、「ケースワーカーは、鋭敏なそして正確な診断的思考の結果として」⁽⁴⁶⁾、あるいは「身振り・微笑・およびその他の顔の表情、姿勢および行動は、言葉による内容とともに、全体としての伝達機能の一部である。これらのものはみな、クライエントの真の感情や彼の反応の型や彼の防衛機制を解く手がかりである」⁽⁴⁷⁾という記述もみられるので、クライエントによって表現された感情をもとにしてクライエントの問題をワーカーが診断することがたいせつだとバイステックは考えていると理解できる。そうだとすれば、「積極的・建設的活動のためにクライエントを解放する」という記述は、非建設的な防衛機制に浪費されていたエネルギーを現実的な課題にふりわかるという意味になる。

いずれにしても、このようにどちらの意味なのか計りかねるいちばんの原因是、くりかえし述べているように、この著作のなかにパラダイムの異なるアイデアが混在しているためである。

(4) 統御された情緒関与

バイステックは、「ソーシャル・ケースワーカーは、思想と感情の両方の上に立って、伝達し合う技能が必要である」⁽⁴⁸⁾と述べ、クライエントの感情だけではなく、ワーカー自身の感情に気づいていることの必要性を示唆している。言いかえれば、技能とは自分が訓練を受け、それにもとづいて生きている人間観（知識と価値）を実現させるための技術だということである。

そのような技術として、かれは「有効に援助するためには、ケースワーカーは、クライエントの感情に適切に反応する技能が必要である」⁽⁴⁹⁾と述べる。この記述からは、リフレクション（感情の反射）というカウンセリングの技術が連想される。しかし、バイステックは具体的な会話のやりとりは記載していないので、統御された情緒関与は、技術というよりは「態度」について述べているという印象を受ける。かれはこの章において事例をもとにして、この原則の技能としての感受性、理解、反応の3つを解説しているので、以下、それぞれについてみていくことにしたい。

① 感受性

ガーシア夫人の事例についてバイステックが述べていることをまずみておく。

ガーシア夫人が、そのセーターのボタンを神経質に、堅苦しく掛けたり、はずしたりしていることが、ガーシア夫人の感情を解く誤りない手がかりを、ケースワーカーに与えた。ガーシア氏の「声を高くしたこと」や「手まね」は、職業相談員との彼の不愉快な議論についての彼の内心の感情を現わしたものであった。（中略）彼らの神経質な行動と彼らの話しの態度に敏感であることによって、ケースワーカーは、クライエントの口に出さない感情を知った。⁽⁵⁰⁾

この解説の仕方には、はっきりとしたひとつの特徴がある。ワーカーが察するということである。つまりクライエントを観察しながらワーカーが理解していくのである。ここにはたいせつな手続きがひとつ抜けていると思われる。「確かめること」である。ゲシュタルト療法においては、「想像」と「事実」とを峻別する。援助者の想像（理解）は、クライエントに確かめられるまでは事実とは認められない。もし仮に「事実」であったとしても、クライエントが役立てられるようななかたちでそれを提供できない。ロジャーズやジェンドリンが用いているリフレクションという技法は、確認をしつつクライエントの体験過程を促進するためのものである。池見らはこのリフレクションを「クライエント中心療法特有のこの方法では、カウンセラーが思考や見解を結論づけずに伝え返すことによって『クライエントが自分自身で結論を引き出せるようになる』方法として体験される。つまり、リフレクションはクライエントがいかに問題を認知しているかを伝え返すもので、クライエントが自らの力で変化していくことを促すものといえる」⁽⁵¹⁾と解説している。

このことに関連して、池見らはロジャーズの著作について、技術よりも態度「あり方」を強調したために、リフレクションの効果を見落としてしまっていると指摘している⁽⁵²⁾。バイステックの場合は、ワーカーが察するという態度のたいせつさを強調し、それを感受性といふいわゆる勘や経験に依存するような原則として論じたので、技術的な側面には触れられなかったのではないかと推測される。

しかし、前節からのつづきとしてクライエントのありのままを内側から理解していくとすれば、リフレクションという技術は、その当然の帰結になるはずである。それが感受性という「訓練された勘」として述べられているのは、やはりクライエントの外側からの理解にとどまっているといわざるをえない。これは、つきの「理解」の節で、「クライエントによって表出された感情のいろいろの可能な意味に関しての推測を下す修練は事

例の動きに照らして推測を定期的に検査したり評価したりすることとならんで、きわめて価値のある手段である」⁽⁵³⁾ と述べられていることからも裏づけられると思われる。

② 理解

たとえば、この節にはつきのような記述がある。

人間行動についての知識は感情の意味を理解するために必要欠くべからざるものである。この知識は心理学・精神医学およびその他の社会科学から来るし、またそれは自分自身の生活経験に対する内省および専門職業の実践からくる。それは共通の人間欲求についての、また緊迫の時における人間の反応および防衛の型についての知識を含んでいる。それで、この一般的な知識が、個別のそして固有の性質をもった特定のクライエントをもっとよく理解し、援助することのできる枠組みとして使用されるのである。それは、ケースワーカーが、クライエントの感情が彼に何を意味するかを知る助けになるのである。⁽⁵⁴⁾

つまり、この節で述べられている「理解」とは、精神分析などの知識に照らして、クライエントをワーカーが理解するということである。これを精神分析モデルにもとづいた診断と呼んでも意味はほとんどかわらないだろうと思われる。このことは、たとえばルイスの事例に対するバイステックのつきのような解説からも例証されるだろう。

この娘の両親との不満足な関係が深刻であることは彼女の真実の孤独と依存性に見られるが、彼女は、それを独立と自己満足の外面的な常套手段を用いて、隠そうとしたのであった。彼女は、彼女の父に対する敵意を表明したが、おそらくは、父に対しては、強い愛着をいだいていた

のである。なお、生みの母親に対しては、愛着を表明したが、母に対する多くの敵意をいだいていたという確実な徴候があったのである。⁽⁵⁵⁾

③ 反応

バイステックは、反応についてつぎのように述べる。

反応は、必らずしも口に出されるものではない。本質的には、それは知識と目的によって方向づけられた態度と感情の反応である。それは、主として、内面的な反応であり、そこでは、ケースワーカーに、常識的に、また故意に、クライエントの感情と同一化するのである。それは、クライエントの感情に参与することである。⁽⁵⁶⁾

ここに示された「常識的に、また故意に、クライエントの感情と同一化する」という記述は、ロジャーズの「あたかもクライエントの感情を自分のものであるかのように」と説明される共感的理解と共通するアイデアを含んでいる。しかし、それを伝える手段としては、前述したリフレクションではなく、「主として、内面的であるけれども、それはある形の外面的表出によって、言葉や顔の表情や、話の調子、あるいは行動によって、クライエントに伝達される」と述べているのである。つまりワーカーがクライエントの感情を察したように、クライエントもワーカーの共感的態度を察することが期待されることになる。その後に「クライエントは、それを知る必要がある」⁽⁵⁷⁾と述べているのに、これではなんとも心許ないといわざるをえない。

また、「反応は、それがいかに心の底から出てくるかに比例してのみ意味がある」⁽⁵⁸⁾とも述べられていて、これは、ロジャーズのいう自己一致（純粹性）とおなじ内容だと考えられるが、やはりこれも態度論にとどまっていて、技法として洗練させられていない。このことはつぎの記述からも

安 井 理 夫

明らかである。

ケースワーカーの訓練された直感が、時には反応が口に出していわれるべきか、いわれるべきでないかを示すことのできる唯一の指針である。口に出していくたり、あるいはいわなからたりすることの賢明さを回顧して検討することが、直感を訓練する一方法である。⁽⁵⁹⁾

ここでも、ワーカーとクライエントがおたがいに察し合うことが予定調和的に期待されているだけなのである。サンカ夫人の事例についての解説を読んでみると、技法のオリエンテーションはクライエントの感情とは別のところに向けられていることに気づく。いくつかの記述を拾ってみる。

さきに精神医学的助言を求めたとき、ワーカーに示唆されたこの事例の治療目標の一つは、サンカ夫人を、彼女の児童期に起源をもつところのその祖母と母に対する彼女の恐怖心から解放するように援助することであった。⁽⁶⁰⁾

つぎの抜萃におけるケースワーカーの反応は、これについてサンカ夫人の洞察力を発達させるようにすることに向けられている。⁽⁶¹⁾

クライエントの問題は、主として、情緒的な面にあったので、ケースワーカーは、クライエントにその感情を口に出して表出するように勧めた。ケースワーカーは、それらの感情に反応することによって、情緒的に「関与させられる」ようになったのである。この関与は「統御された」のであった。⁽⁶²⁾

つまりクライエントが表出した感情を糸口にしてクライエントの問題を

バイステックの『ケースワークの原則』再考

ワーカーが理解し、クライエントに自分の問題の原因を洞察させることができるのである。これは精神分析でいう「転移の徹底操作」とおなじ内容だと思われる。他の箇所にもバイステックはこのケースのクライエントの「この明白な感情転移」⁽⁶³⁾ という表現で説明しているところがあるので、この原則は、クライエントの感情転移をどう扱うかについて述べられたものであると理解するのが妥当ではないだろうか。しかし、それにもかかわらず、援助のプロセスを促進させたのは、このような転移のコントロールなのか、ワーカーの共感的なあり方なのかはバイステック自身の概念化の混乱のために明らかではないと指摘しておきたい。

まとめてみると、ロジャーズのいう共感的理解や純粹性などを彷彿させる記述もみられるが、この節においては、クライエントを内側から理解することにバイステックの関心は向けられておらず、精神分析モデルにもとづく転移の徹底操作が統御された情緒関与として述べられていると理解できる。この言い方が極端だとしても、この章では、感情転移という文脈のなかでクライエントの感情に関わっていくことのたいせつさが述べられていることはまちがいない。これはつきの「受容」の章で自己覚知について述べられていることとも呼応していると考えられる。

(5) 受容

この節における論点のひとつめは受容の目的についてである。バイステックは受容の目的をつきのように述べる。

受容の目的は、治療的である。現にあるがままのクライエントを理解するようケースワーカーを助け、ケースワークを一層効果的にすることである。⁽⁶⁴⁾

ここでは、受容の目的が、クライエントの直接的な援助にあるのではなく

く、援助者の側が効果的にクライエントを理解することによって、間接的に援助の質が向上するという点について述べられていると考えられる。もしそうだとすれば、これは医学モデルの考え方であるということができる。
また、このつづきの記述はつぎのようになっている。

また受容の目的は、クライエントが現にあるがままの自分を表に現わし、そのような自分自身を眺めることに安心感をもち、したがって自分の問題と自分自身をもっと現実的な仕方で処理することができるために、クライエントが望ましからぬ防衛から自己を自由にするよう援助することである。⁽⁶⁵⁾

ここで述べられているのは、クライエントの望ましくない防衛を緩和するための方法としての受容の意義である。

一方、池見らはロジャーズの1959年の論文についてつぎのように論じている。

「⑤クライエントは、（自己概念と体験との）不一致から来る脅威に気づいていく経験をするようになり、⑥過去において気づくことを否定されたり、歪められて気づいていた感情を、気づきの中で十分経験するようになる。」⑤の段階で「クライエントが脅威を経験できるのは、セラピストがいつも変わらずに無条件の肯定的配慮を示すことによってのみ可能となる。」との説明が加えられている。すなわち、1959年では「否認」という構造概念と「無条件の肯定的配慮」といった治療概念が関連して論じられるようになるのである。しかし、どちらの（1957年と1959年の）論文においても、ロジャーズが「抑圧モデル」を用いて思考していたことは明らかである。⁽⁶⁶⁾

バイステックの記述では「それ（受容すること）によって隠れているクライエントの問題の真に本質的な部分が判るようになり、したがって治療が可能になるからである」⁽⁶⁷⁾となっている。その領域を無意識と呼ぶかどうかは別にして、本人が脅威だと感じる内容は意識化されず、意識の外に追いやられるというモデルである。これを池見らは「抑圧モデル」と表現しているが、バイステックとロジャーズはおなじモデルを使ってパーソナリティを「構造」として把握しようとしていたことがわかる。したがって、このモデルにしたがえば、クライエントの潜在能力とは意識の外に追いやられた（抑圧された）感情や考えに気づき、それを自分のものとして受け入れることを意味することになる。このことを池見らは「フロイト同様にロジャーズも、意識から否認されている情動体験は本人がそれに気づいていようと気づいていまいと、形として存在していることにな」⁽⁶⁸⁾ると指摘している。

しかし、バイステックと異なりロジャーズは、池見らによれば「無意識的に抑圧されたものへの接近は『からだに感じられるもの』(viscerally and physiologically experienced : 感覚的に生理的に体験されるもの)に触れることであることを観察していた」⁽⁶⁹⁾。そしてそれを後にジェンドリンが「理論的にはロジャーズの時代とは異なり、からだで感じられるものは『抑圧されている』のではなく、意味として『未形成』なのである」⁽⁷⁰⁾と主張することになる。つまり、「知覚の様式や行動の様式、認知の様式などといった自他との関わりの様式そのものが自己なの」⁽⁷¹⁾だという主張である。つまり、心理療法の世界においては無意識のとらえ方が「からだに感じられるもの」に焦点をあてることによって「構造論」から「様式論」へと大きくパラダイム・シフトしようとしている、その先駆けともいえる内容を含んでいるのが1951年のロジャーズの著作なのである。それに比べてバイステックの7原則は、その内容からの発展と思われるものがなく、いまだに多くの場面で無条件に踏襲されているように思えてならない。

安 井 理 夫

つぎにふたつめの論点であるロジャーズの「無条件の肯定的関心」とおなじ内容をもった記述について検討したい。

みずからを受け容れることによって、自分に関してクライエントが変化したことは、自分を助けようとする努力に、新しい独自の性格を与える。おそらく彼の人生においてはじめて、彼の感情と態度が本当の、意義あるものとして認められるからである。というのは、彼は初めて是認もされず、非難もされず遇されるからである。自信の基盤を与えるような内的な心の変化が起こる。そしてそれはクライエントが不快な情況から自然に生じてくる恐怖と憤りの気持ちに負けないように防いでくれるだろう。⁽⁷²⁾

まえにも指摘したように、ここで「自分を助けようとする努力」と述べているにもかかわらず技法としてリフレクションに言及していないのはバイステックの限界を示すものであるが、「是認もされず、非難もされず遇される」というのはまさしく「無条件の肯定的関心」の核心である。「自信の基盤を与えるような内的な心の変化」とは、バイステックがもう少しあととのところで述べているように「自分のより深い感情や態度や、またこれらが自分にとって持っている価値を認めないようにする必要がないことに気づく」⁽⁷³⁾ ことであり、「ワーカーが聞きたいと欲していることを考慮に入れずに、自分が真に考え感じていることを表現するようになる」⁽⁷⁴⁾ ことである。ここにもロジャーズがパーソナリティ変化として述べたものとまったくおなじ内容の記述が認められるのである。

しかし、そのような画期的な発見にもかかわらず、このあとでつぎのように続けられているのは、受容をあくまでも防衛の緩和のための技法としてとらえているというバイステックの限界を示すものであると考えたい。

このことは、進行するケースワーク関係に基盤を与えるものであり、それが与える安心感は、クライエントが自分自身とその問題についての情報をケースワーカーに提供するにつれて、クライエントの心のうちの一時的な障害によって生み出される不安を償うものであろう。クライエントは、ワーカーに受容されていることを感じることによって、自己の心の奥深くねぎす尊厳を損なうことなく、限界と過まちをもつ自分を現わすことができるようになる。⁽⁷⁵⁾

池見らはロジャーズ（1957年）について「リフレクションは『受容を伝達するため』ではなく、自らの問題の認識を客観的に眺めるために役立っているのである」⁽⁷⁶⁾と指摘している。つまり、受容という態度ではなくリフレクションというテクニックがクライエントの変化をうながしたというのである。バイステックにもつきのような記述がある。

ケースワーカーの援助が、クライエントにとって役立つためには、クライエントとおなじ問題を体験すべきであるということを意味するのではなく、ケースワーカーがその生活体験において、さまざまな種類の問題をもったということである。⁽⁷⁷⁾

つまり、ワーカーの側の「認知」のための照合材料としてかれのさまざまな種類の生活体験が活用されるのであり、「受容は、完全な視力、あるいは全盲かというように、一切か、しからずんば無と言うような現象ではない」⁽⁷⁸⁾のである。もしそうだとすれば、「受容の対象は、現実そのものであって、ケースワーカーは現実にあるがままのクライエントを把握し処遇する」⁽⁷⁹⁾のだとバイステックが述べるとき、それはワーカーの態度ややり方よりも、それにどう関わっていくかという技法論に展開していく方が流れとしては自然なように思われる。つまり、ワーカーのこのようなあり

方を表現する技法としての「認知の伝え返し」によって、クライエントが「自らの問題の認識を客観的に眺める」ことができるような環境がつくりだされるからである。

しかし、バイステックはこのような方向にではなく、このあとに自己覚知に目を向ける。これがみっつめの論点である。

自己覚知は、自己の受容に、そして、究極的には他人の受容を結果としてもたらす。問題に対するみずからの態度・感情および反応を把握することは、われわれが、困難に対する他人の態度・感情および反応を受け容れる助けとなる。ケースワーカーがそれをみずからのうちに体験しておればこそ、彼は他人におけるこれらの感情と態度を理解できるのである。⁽⁸⁰⁾

こここの記述だけをみれば、ワーカーのあり方とクライエントのあり方はおなじ方向にすんでいくということである。つまりおたがいに無条件に尊重し合うことのたいせつさが述べられているのであり、それはワーカーにとっては援助の出発点になり、クライエントにとってはゴールである。このような「よい関係」が援助的であるのであり、自己覚知とは、そういった「よい関係」のたいせつさを述べた概念である。それは、つぎの記述からもうかがえることである。

受容は、人が神の子と神との関係から由来し、個人の弱点や失敗によって失われない生まれながらの尊厳と価値を有しているという哲学的信念にもとづいている。⁽⁸¹⁾

受容は、愛の一つの特質を必要とする。どんな種類のものであれ、眞の愛においては、ふたりの人間が互いに知り合い、互いの弱点とともに

長所を、成功とともに失敗を知るようになる。そして、これらのものがあるにもかかわらず、恐らくこれらのもののゆえに、相互の尊敬が存続し、かえって増加する。愛と受容は、尊敬の喪失とともに消滅する。他の人への尊敬は、必然的にその人の生まれながらの尊厳と価値の承認を意味するものであるが、それは内面的な心の態度である。この内面的な心の態度が専門的援助者に期待されているものであり、それは彼の自己覚知と人生哲学の結果である。⁽⁸²⁾

つまり、ここでめざされているものは、民主主義の理想（価値）であり、そのことは同時に援助場面に限定されるのではなく、日常場面での「よい関係」の条件でもあるということである。この点でもかれの考えはロジャーズのそれと共通している。

しかし、その一方で、バイステックはつぎのようにも述べる。

ケースワーカーは、非常の場合における人間の行動様式や、社会的・経済的问题に対する誰にでも共通する情緒反応および普通の防衛機制など、特にこれらに対する心理学的・精神医学的知識を必要とする。この知識は、個人を理解するための枠組として役立ち、またそれは、受容との特定の関連において、各クライエントのケースにおける適切な現実の諸要因をみるケースワーカーの目を鋭くする。このような枠組がないと、何を探し求めるべきか判らず、したがって、現実の適切な多くのものを見落してしまうだろう。⁽⁸³⁾

つまり、ここでは精神分析的な診断のためにクライエントの問題を歪みなくみるとこと（ワーカーの姿勢）の重要性が述べられている。そして、それに関連して、精神分析でいう逆転移の問題がつぎに述べられる。

この自己覚知がないと、ワーカーはともすれば、自分の感情をクライエントに転嫁するという彼の自然の性行に従いがちになる。⁽⁸⁴⁾

ケースワーカーは、自分の問題や欲求とクライエントのそれを混同してしまっているので、その過剰同一視の程度によっては、専門的援助者ではなくなってしまうのである。⁽⁸⁵⁾

つまり、バイステックの関心は、ワーカーの側の「認知」を伝え返すということではなく、「適切な診断」に向けられているということである。ここで「過剰同一視の程度によっては」と述べられているのは、ロジャーズのいう共感的理解をするためにはある程度の自覚的な同一視は必要だが、逆転移に気づかなければ危険だと述べられているのである。しかし、ここでは逆転移はだめだと短絡的に述べられているわけではないことに注意を喚起しておきたい。逆転移は「してはいけない」と思っていても「してしまうもの」であるし、援助者は自分の逆転移を点検することによって、援助に役立つような思いがけない発見をすることが多いと筆者の経験からも思われるからである。

一方、ロジャーズはかれのクライエント中心療法について「深い転移関係のない治療が可能である」と述べる。かれは「セラピストはクライエントの別の人格となるように人格を除去された、『無人格 (impersonal)』でなければならない」とそこでの援助者のあり方を極端に述べているが、池見らが指摘するように、ここは「クライエントの思考過程の邪魔となる、異物感をクライエントが感じることのない状態の治療的側面について」と⁽⁸⁶⁾述べられていると理解するのが妥当であろう。

両者のちがいは、援助者の態度にあるのではなく、リフレクションを使った（ロジャーズ）か、援助関係といわゆる「よい関係」とがその本質においておなじであることやワーカーの自己受容とクライエントの自己受容と

がパラレルな関係であることに気づきながらも態度論（ワーカー側の理解）から抜け出せなかった（バイステック）かの差であると思われる。

(6) 非審判的態度

バイステックは非審判的態度についてつぎのように述べている。

この態度は、ケースワークの機能が、問題もしくはニード（欲求）発生の原因に対して、クライエントが有罪であるか無罪であるか、あるいはクライエントにどの程度責任があるかと、きめつけることを排除するが、しかし、クライエントの態度、基準あるいは行動について評価的判断を行なうことはなすべきであるという信念にもとづいている。⁽⁸⁹⁾

この態度は別の箇所では「罪といっしょに罪人を憎んでもよいという説は、支持できない」⁽⁹⁰⁾とも述べられている。罪=「現実をありのまま」=「受容」ということであり、人を憎まない=「個別化」または「受容」=「無条件の肯定的配慮」というふうに理解すると、非審判的態度とは、バイステックの概念にあてはめて考えれば個別化や受容のバリエーションとして、ロジャーズの概念に照らせば無条件の肯定的配慮としてとらえることができると思われる。

また、このつづきは「処罰よりもむしろ援助が、社会事業の機能である」⁽⁹¹⁾と述べられている。この「処罰よりも援助」という記述は「『価値』よりも必要が」⁽⁹²⁾ともいいかえられている。その社会で流通している価値よりもクライエントのニーズに応えていくのがケースワークの援助だということであり、これは個別化のところで述べたように、デモクラシーの信念の表明もあると思われる。

したがってこの原則には精神分析モデルは含まれていないと考えられる。

(7) クライエントの自己決定

バイステックはこの章において、1920年からその当時までのケースワークをつぎのように振り返っている。

1920年から1930年にいたるあいだ、クライエントは、ケースワーク過程における決定と選択に、進んで参加する権利と欲求を有するという認識が成長しつつあった。この認識は、すべての人は生まれながらに自主的な行為者であるという所信から生まれ、民主主義的生活の概念によって育てられたものである。またこの認識は、クライエントが自ら決定と選択を行なった時にのみ、ケースワークの治療が真に効果的であるという実用主義的な観察によって確認されたのであった。⁽⁹³⁾

ここでたいせつなことは、①自己決定の原則が民主主義の概念によって育てられたこと、②ロジャーズがクライエント中心療法を提倡する20年以上も前から「クライエントが自ら決定と選択を行なった時にのみ、ケースワークの治療が真に効果的である」ことが知られていたことである。

1930年から1940年にいたるあいだ、クライエントの自由の概念は、徐々に純化され（中略）クライエントの権利は、単なる「参加」を越えて広がってゆきつつあるようであった。「自助」や「自分のプランを立て決定を下す」というような語句は、プラン作成の主な責任が、ケースワーカーからクライエントに移されたことを示した。（中略）ケースワークにおける力点は、診断から治療へと変化した。そして、みずから選択を行ない、自分のプランを作成するクライエントの能力は、治療の手段と目標であり、またパーソナリティの成熟を援助するもの、パーソナリティの成熟度を試す試金石であると考えられた。⁽⁹⁴⁾

バイステックの『ケースワークの原則』再考

これは今日エンパワーメントとして知られているものとほとんど変わらない主張である。このような知見が「個別化」の章の内容にも反映されていると考えられる。

1940年から1950年にいたるあいだ（中略）心理学と精神医学の影響は、クライエントの自己決定の原則を妨害する要素を牽制し、この原則が過去20年間に獲得した地位を維持し、さらに推進することを許したのであった。⁽⁹⁵⁾

つまり、自己決定の原則を発展させていくためには心理学や精神医学の影響が無視できないこと、つまりバイステックの原則もこれらの影響を受けていることが示唆されている。

バイステックは「30年のケースワークの歴史をつうじ、できる限りの最高の価値が置かれたのは、クライエントの自己決定の原則であった」と述べる。このことは換言すれば、ケースワークはデモクラシーの価値の実現を第一に考えてきたということである。そして、その価値にもとづいた人間関係は、今までみてきたように援助的であることが観察によって確かめられていたのである。したがってバイステックはこのように述べるのである。

クライエントの自由は、(1)ひとりの人間として本質的な尊厳から生ずるクライエントの基本的権利であり、(2)民主主義社会におけるすべての個人の当然の基本的権利であり、(3)ケースワークのサービスと治療の効果のために必要であり、(4)ケースワークの哲学における不可欠の原則である。⁽⁹⁷⁾

さらに、クライエントが自己の決定について「責任を遂行することは、パーソナリティが成長し円熟してゆく主要な源泉の一つである。自由な決定をして責任を遂行することをつうじてのみ、クライエントは、知的に、社会的に、情緒的に、また精神的にパーソナリティを成熟させる方向に向って努力することができるだろう」⁽⁹⁸⁾と述べられる。池見らは、クライエント中心療法のプロセスについてロジャーズが述べていることについて「どちらの記述を見ても興味深いことは、この段階ではクライエントは自分の問題は、カウンセラーの援助を受けながらも自分で解決するのだ、という責任を感じる段階であるという観察である。カウンセラーへの依存や治療者への転移感情が強まったり、その内で退行的になっていく、というよりも、クライエント中心療法での観察は、クライエントは最初の段階からより自立していくように動いているという点には注目しておきたい」⁽⁹⁹⁾と指摘している。そういうことが、ケースワークの援助者にはもっと早くから知られていたということである。

これらことから考察してみると、バイステックが *The Casework Relationship* を書いた 1950 年代ごろまでは、そのような価値にもとづいた援助をソーシャルワークがリードしていたが、そのようなオリエンテーションは、その後ロジャーズやその後継者であるジェンドリンによって引き継がれ、ソーシャルワーク自体はめだった発展をしていないという歴史的な事実を指摘できるだろう。その分岐点となったのは、クライエントの自己決定がクライエントのパーソナリティを成長させるという画期的な発見をしながらも精神分析モデルをアブリオリなものとしてそれを批判的に検討することができなかったソーシャルワークと、「からだに感じられるフェルトセンス」をもとにして「体験している、ということの心理学」⁽¹⁰⁰⁾を、さらにいえば自己を「様式」としてとらえ、そこから「自己実現傾向」あるいは「人生を前に動かす力」⁽¹⁰¹⁾を見いだしていった人間性心理学のちがいであると考えることができよう。

このことは、バイステックがこの章においてつぎのような記述をしてい
ることからも例証されると思われる。

クライエントから遠く離れて行なわれるワーカーの能動性 (activity) とは、クライエントの特有なパーソナリティについて理解を得るにあたって用いられるパーソナリティの類型に関する知識の獲得であるといえよう。ワーカーは、積極的にクライエントの言葉、身振り、感情を観察し、評価し、その長所と短所を知り、その内面的および外的資源を充実させてやり、クライエントが自発的に活動することができるよう刺激するのである。⁽¹⁰²⁾

ここにみられるのは構造論にもとづく精神分析モデルのみである。

(8) 秘密保持

バイステックは、この原則についてつぎのように述べている。

社会事業における秘密保持は、二つの観点から考察できる。すなわち、専門職業倫理綱領における一つの事項として、およびケースワーク関係の一つの要素としてである。⁽¹⁰³⁾

バイステックはこの原則を、①「クライエントの基本的権利にもとづくもの」、②「ケースワーカーの倫理的義務」、③「効果的なケースワーク・サービスを行なうために必要」なもの、の3つの側面から説明している⁽¹⁰⁴⁾。この定義には精神分析モデルの代わりに倫理的義務が入っているが、この章のつぎの記述にはやはり精神分析モデル（抑圧モデル）が認められる。

この雰囲気はクライエントの環境やパーソナリティについての真実で

あるが痛々しい諸事実を明るみに持ちだし、それらについて何か建設的なことをする安全感を彼（クライエント）に与える。⁽¹⁰⁵⁾

つまり、この原則においては従来の3層構造に倫理的義務が付け加えられていると考えることができる。

この章において、バイステックは「人間は、二つの種類の自然に与えられている基本的権利を有している」⁽¹⁰⁶⁾として「生きる権利」と「成長と発展の権利」⁽¹⁰⁷⁾をあげる。そして、後者には、(1)「健康な身体を得る権利」、(2)「正当な財産を得る権利」、(3)「魂のしあわせをを願う権利、すなわち、パーソナリティの情緒的、社会的、知的、精神的発達を望む権利」⁽¹⁰⁸⁾があるとし、それらを「クライエントの秘密保持の権利の根拠」⁽¹⁰⁹⁾であると述べている。そして、つづけて「これらの手段をつうじて、人は人生における幸福、運命に向って努力するのである」⁽¹¹⁰⁾と述べる。つまりバイステックの原則における秘密保持の原則は、プライバシーというデモクラシーに含まれた権利をつうじて幸福追求の権利が保障されるという信念の表明として読むことができる。

4. 総合考察

本稿ではバイステックの *The Casework Relationship* とロジャーズの *Client-Centered Therapy* とを読み比べながら、気づいたことをその場その場で述べてきたので、この章ではまとめの意味で、これまでに得られた示唆を要約しておきたい。

たとえば、バイステックは最後の「要約」の章でこう述べている。

関係はケースワークの魂である。その関係は、面接および調査・診断・治療の諸過程に生命を与え、それらを建設的な、暖かい人間の体験とす

る精神である。この関係は、人は誰でも尊厳と価値を有するという眞の民主主義の哲学をつかって、ケースワークを実際に生きているものとするのである。⁽¹¹¹⁾

ここからもわかるように、バイステックの『ケースワークの原則』という著作は、(1)ソーシャルワークそのものがもっている価値、(2)援助関係における価値または技術、そして(3)よい関係をベースにした心理社会的アプローチのケースワーク展開、というパラダイムのちがう3層構造になっていて、混乱を招く結果となっている。

まず、バイステックの「原則」ということばの用法にこだわれば、バイステックの原則とはクライエントのニーズを精神分析モデルから理解していく枠組みを提示したものと考えられる。とくに統御された情緒関与は精神分析でいう転移の徹底操作を表した概念である。この視点からみればバイステックの原則は岡田らが述べたように「手段的価値」の表現ということになる。

しかし、一方で、個別化、意図的な感情表現、受容、非審判的態度、クライエントの自己決定などの原則は、ロジャーズがおなじ1957年に「無条件の肯定的配慮」や「共感的理解」として概念化した内容とおなじものを含んでいる。そのなかでも、とくに個別化やクライエントの自己決定を中心とした原則に示されているデモクラシーの価値、すなわち日常生活におけるよい関係と治療場面で治療的に働く要素とはおなじであるという画期的なアイデアは、本稿の第2章で述べた3層構造のうち、(a)ソーシャルワークそのものがもっている価値についての記述と(b)援助関係における価値または技術についての記述に相当し、この2つはきわめて親和的であると考えられる。つまり、バイステックの原則をそれぞれパラダイムの異なる精神分析モデルとデモクラシーの価値という2つの主導原理から導き出されたものと考えるなら、副田の指摘はこの著作におけるパラダイムの混

乱という側面にしか妥当しないだろう。

しかし、そのアイデアはそれぞれの原則にアприオリに想定されている精神分析モデルやオリエンテーションによって阻害され、その後十分に発展させられなかった。というのはcの層、すなわちよい関係をベースにして、面接・調査・診断・治療という心理社会的アプローチのケースワークが展開されるという記述は、これら2つとはまったく異質なパラダイムにもとづいているといえるからである。そしてこのことが「自己実現」という概念がいまだに明確に概念化されていない原因のひとつだと考えられる。つまり、「自己」を構造ではなく、知覚の様式や行動の様式、認知の様式などといった自他との関わりの様式そのものとしてとらえることにより、自己実現とは「傾向」でありプロセスだとするアイデア、つまり究極の価値ないし目標ではなく、いまここでの自己のあり方ないしコンタクトの持ち方の問題であるとする見方が生まれてくる。自己実現とはあくまでも感じられるものであって、価値ではなく体験様式の探求によってしか明確な概念化はできないであろう。さらにいえば、そこからしか真の意味での個別化も生まれてこないのでないだろうか。このアイデアはデモクラシーの価値と矛盾しないばかりでなく、その表現のひとつでもあるとバイステックが考えていたと推測できるような記述が「受容」や「クライエントの自己決定」の章で認められた。

さらにいえば、ソーシャルワークの問題を人と環境との交互作用からとらえる生態学的視座にもこのアイデアの方がなじみやすいとさえ考えられる。

この最後の論点については、本稿において十分に議論できていない。他稿を期したいと思う。

注

- (1) Biestek, F. P., *The Casework Relationship*, Loyola University Press, 1957.
- (2) Rogers, C, *Client-Centered Therapy*, Boston, Houghton-Mifflin. 1951.
- (3) Rogers, C, The Necessary and Sufficient Conditions for Therapeutic Personality Change, *J. Consult. Psy.* 1957.
- (4) 岡田藤太郎「ソーシャルワークにおける価値の問題」、『ソーシャルワーク研究』第14巻2号、相川書房、1988年、P.5.
- (5) 黒川昭登「社会福祉実践における価値の問題」、『社会福祉研究』第39号、鉄道弘済会、1986年、p.15.
- (6) 牧野田恵美子「精神障害者を対象とした個別援助技術（ケースワーク）」（精神保健福祉士養成セミナー編集委員会編『改訂精神保健福祉援助技術各論』、へるす出版、2001年）、P.36.
- (7) 高橋学「社会福祉援助活動の方法」（山崎美貴子・北川清一編著『社会福祉援助活動』、岩崎学術出版社、1998年所収）、p.123.
- (8) 副田あけみ「社会福祉援助実践における価値と倫理」、『人文学報』第252号、東京都立大学、1994年、p.5.
- (9) 佐藤豊道「個別援助技術の基本原理・原則」（福祉士養成講座編集委員会編『新版社会福祉援助技術』、中央法規、2001年所収）、p.117～124.
- (10) 黒川昭登「社会福祉実践における価値の問題」、『社会福祉研究』第39号、鉄道弘済会、1986年、p.15.
- (11) 高橋学「社会福祉援助活動の方法」（山崎美貴子・北川清一編著『社会福祉援助活動』、岩崎学術出版社、1998年所収）、p.123.
- (12) 前掲書、p.123.
- (13) 副田あけみ「社会福祉援助実践における価値と倫理」、『人文学報』第252号、東京都立大学、1994年、p.5.
- (14) Richmond, M .E., What is Social Case Work?, Russell Sage Foundation, 1922, p.98.
- (15) バイステック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965年、誠信書房、p.117.
- (16) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第48巻第2号（通巻第141号）、神戸女学院大学研究所、2001年、p.201.
- (17) 平塚良子「ソーシャルワークの価値に関する試論的展開」、『社会福祉学』第32巻2号、日本社会福祉学会、1991年、p.177.

安 井 理 夫

- (18) バイスティック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965年、誠信書房、p.24.
- (19) 前掲書、p.34.
- (20) 前掲書、p.34.
- (21) 前掲書、p.19.
- (22) 前掲書、p.21.
- (23) 前掲書、p.23.
- (24) 前掲書、p.42.
- (25) 前掲書、p.40.
- (26) 前掲書、p.41.
- (27) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、神戸女学院大学論集第48卷第2号（通巻第141号）、神戸女学院大学研究所、2001年、p.189.
- (28) 前掲論文、p.189.
- (29) 前掲論文、p.190.
- (30) バイスティック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965年、誠信書房、p.52. なお（ ）内は筆者が補足した。
- (31) 前掲書、p.52.
- (32) 前掲論文、p.196.
- (33) 前掲論文、p.196.
- (34) 前掲論文、p.196.
- (35) バイスティック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965年、誠信書房、p.56.
- (36) 前掲書、p.49～50.
- (37) 前掲書、p.68.
- (38) 前掲書、p.69.
- (39) 前掲書、p.69.
- (40) 前掲書、p.69.
- (41) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第48卷第2号（通巻第141号）、神戸女学院大学研究所、2001年、p.196.
- (42) バイスティック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965年、誠信書房、p.70.
- (43) 前掲書、p.84.
- (44) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作

バイステックの『ケースワークの原則』再考

- Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念』、『神戸女学院大学論集』第 48 卷第 2 号（通巻第 141 号）、神戸女学院大学研究所、2001 年、p.191.
- (45) バイステック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965 年、誠信書房、p.69.
- (46) 前掲書、p.69.
- (47) 前掲書、p.80.
- (48) 前掲書、p.86.
- (49) 前掲書、p.87.
- (50) 前掲書、p.89～90.
- (51) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第 48 卷第 2 号（通巻第 141 号）、神戸女学院大学研究所、2001 年、p.192.
- (52) 前掲論文、p.190～191.
- (53) バイステック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965 年、誠信書房、p.96.
- (54) 前掲書、p.95～96.
- (55) 前掲書、p.97.
- (56) 前掲書、p.100.
- (57) 前掲書、p.100.
- (58) 前掲書、p.101.
- (59) 前掲書、p.101.
- (60) 前掲書、p.107.
- (61) 前掲書、p.107.
- (62) 前掲書、p.112.
- (63) 前掲書、p.108.
- (64) 前掲書、p.120～121.
- (65) 前掲書、p.121.
- (66) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第 48 卷第 2 号（通巻第 141 号）、神戸女学院大学研究所、2001 年、p.194。なお（ ）内は筆者が補足した。また、安井理夫も「ソーシャルワークにおける弱者の視点 — ケースワーク（臨床ソーシャルワーク）を中心に」、『同朋大学論叢』第 85・86 合併号、2002 年の 231 ページにおいて同様の指摘をしている。
- (67) バイステック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965 年、誠信書房、p.128.

安 井 理 夫

- (68) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第 48 卷第 2 号（通卷第 141 号）、神戸女学院大学研究所、2001 年、p.194.
- (69) 前掲論文、p.194.
- (70) 前掲論文、p.194.
- (71) 前掲論文、p.199.
- (72) バイスティック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965 年、誠信書房、p.127.
- (73) 前掲書、p.144.
- (74) 前掲書、p.144.
- (75) 前掲書、p.144.
- (76) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第 48 卷第 2 号（通卷第 141 号）、神戸女学院大学研究所、2001 年、p.192.
- (77) バイスティック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965 年、誠信書房、p.133.
- (78) 前掲書、p.134.
- (79) 前掲書、p.141.
- (80) 前掲書、p.133.
- (81) 前掲書、p.141～142.
- (82) 前掲書、p.142.
- (83) 前掲書、p.135.
- (84) 前掲書、p.137.
- (85) 前掲書、p.143.
- (86) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第 48 卷第 2 号（通卷第 141 号）、神戸女学院大学研究所、2001 年、p.200.
- (87) 前掲論文、p.200.
- (88) 前掲論文、p.200.
- (89) バイスティック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965 年、誠信書房、p.147～148.
- (90) 前掲書、p.150.
- (91) 前掲書、p.150.
- (92) 前掲書、p.150.
- (93) 前掲書、p.166.

バイステックの『ケースワークの原則』再考

- (94) 前掲書、p.167.
- (95) 前掲書、p.169.
- (96) 前掲書、p.170.
- (97) 前掲書、p.170.
- (98) 前掲書、p.171～172.
- (99) 池見、峰山、高地、蓮沢、永井「カール・ロジャーズの心理療法再考：著作 Client-Centered Therapy に見る観察事実と概念」、『神戸女学院大学論集』第48卷第2号（通巻第141号）、神戸女学院大学研究所、2001年、p.193.
- (100) 前掲論文、p.192.
- (101) 前掲論文、p.200.
- (102) バイステック、田代・村越訳『ケースワークの原則』、1965年、誠信書房、p.173～174.
- (103) 前掲書、p.197.
- (104) 前掲書、p.198.
- (105) 前掲書、p.217.
- (106) 前掲書、p.200.
- (107) 前掲書、p.200.
- (108) 前掲書、p.200.
- (109) 前掲書、p.200.
- (110) 前掲書、p.200～201.
- (111) 前掲書、p.219.

（本学専任講師・ソーシャルワーク論）